平成２８年（フ）第３８１８号
東京都板橋区高島平１丁目82―１―1006
債務者　庭野　進也
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８１９号
東京都板橋区高島平９丁目29―15―601
債務者　薄井　宏美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２０号
東京都府中市清水が丘１丁目４―57―303
債務者　浜田　祐也
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２１号
東京都大田区北嶺町12―８　第２敷島荘101
債務者　高津けさ子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２４号
東京都大田区大森中２丁目３―17　Ｂｅｅｓ　Ｃｏａｔ　Ｋ201
債務者　金子　　強
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２７号
東京都杉並区上荻３丁目25―11―401
債務者　今　　和人
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３２号
東京都八王子市長房町415―３―102
債務者　井口　紗世
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３７号
東京都江東区潮見１丁目29―15―2615
債務者　前田　久江
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８４４号
東京都目黒区下目黒４丁目12―13　森田方102
債務者　野本　敬子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６１号
東京都世田谷区深沢４丁目17―１―208
債務者　小室　哲祥
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６２号
東京都調布市菊野台２丁目30―２―102
債務者　早坂　由子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６６号
東京都板橋区稲荷台２―６―206
債務者　小谷野　智
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３号
東京都東村山市青葉町３丁目12番地27ベルメゾン青葉201
債務者　村上　隆次
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９５号
茨城県土浦市小山田２丁目87番地
破産者　株式会社テックワン
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
群馬県前橋市南町３丁目34番７
破産者　ポールスター株式会社
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３０５号
札幌市白石区北郷５条８丁目１番、商業登記簿上の住所北海道夕張郡長沼町西一線北８番地
破産者　株式会社カーオーナーズ札幌
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部